

春日井市 業務継続計画

令和7年3月
春日井市

目 次

第1章 基本事項	1
1-1 背景・目的	2
1-2 計画の改定	2
1-3 効果	3
1-4 春日井市地域防災計画との関係	4
1-5 本計画における非常時優先業務	5
1-6 計画の方針	6
1-7 発動・解除	7
1-8 計画のイメージ	8
第2章 被害想定	9
2-1 前提とする地震・市域の被害想定	10
2-2 発災時刻の設定	12
2-3 公共施設の被害想定	18
第3章 非常時優先業務	20
3-1 選定方法・選定基準	21
3-2 選定結果	22
第4章 業務継続に係る職員体制	25
4-1 職務の代行	26
4-2 人員の確保	26
第5章 業務継続に係る業務執行環境	32
5-1 執務室	34
5-2 電力・燃料	38
5-3 上下水道	40
5-4 通信	41
5-5 空調・ガス	42
5-6 エレベータ	42
5-7 通信システムのバックアップ	43
5-8 用紙・トナー	44
5-9 職員用の飲料水・食料	45
5-10 職員用の救急セット	45

第6章 連携・協力体制の強化 46

- 6 - 1 災害時応援協定による受援47
- 6 - 2 愛知県との連携48
- 6 - 3 委託業者・指定管理者との連携48

第7章 業務継続力向上のための対策 49

- 7 - 1 業務継続力向上のための対策目標50
- 7 - 2 業務継続管理56
- 7 - 3 非常時優先業務の実施手順56
- 7 - 4 計画の改定時期57

第 1 章 基本事項

1-1 背景・目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき、災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画を定め、必要な対策を進めてきた。

この地域で発生することが予想されている南海トラフ地震のような大規模災害により、行政自体にも被害が及び、機能が低下してしまう中で、本市が自らの責務を果たしていくために、業務継続性の確保をすることが喫緊の課題となっている。

このため、大規模災害が発生し、人員、物資、ライフラインなどの資源が制約された状況下であっても、災害応急対策業務のほか、あらかじめ選定した優先度の高い災害復旧・復興業務及び継続すべき優先度の高い通常業務を速やかに遂行することで、本市の機能を維持するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的として本計画を策定する。

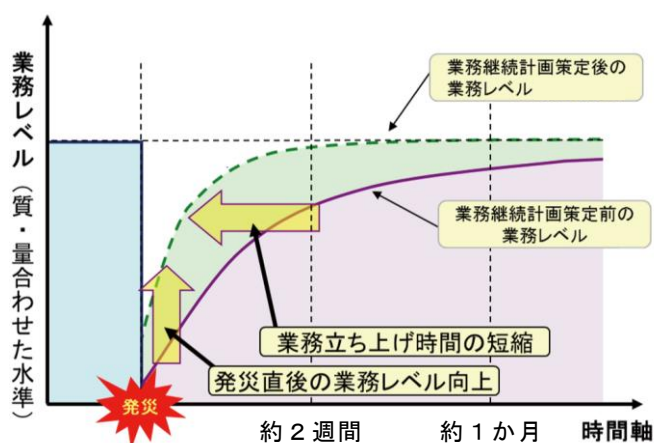
1-2 計画の改定

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 平成 26 年 3 月 | 春日井市業務継続計画【地震編】を策定 |
| 令和 2 年 3 月 | 5 年が経過したことから、対策の進捗状況を確認し、改定 |
| | ・ 計画名を春日井市業務継続計画に変更 |
| | ・ 南海トラフ地震の被害予測の見直しを反映 |

1-3 効果

本計画の効果は、次のとおりである。

- (1) 非常時優先業務を明確にすることで、業務開始時間の短縮や、発災直後の業務レベルが向上し、被災時の迅速な活動開始が可能となる。
- (2) 中断せざるを得ない業務を明確にし、非常時の業務執行体制を迅速に整えることが可能となる。
- (3) 事前に業務再開における課題を抽出し、組織として共有することで、将来に向けた課題の解消と業務継続能力の向上につなげることが可能となる。
- (4) 大規模地震災害を想定した本計画の策定により、他の自然災害への対応も可能となる。
- (5) 民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。



(出典:大規模災害発生時における
地方公共団体の業務継続の手引き)

図1 業務継続計画の導入による効果のイメージ

1-4 春日井市地域防災計画との関係

春日井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、春日井市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関の協力業務を含めた総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、地震等の災害に対処し、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を保護することを目的とした計画である。

一方、本計画は、市庁舎及び職員が大規模災害等で被災したことを前提としており、行政機能が低下し、利用できる資源（庁舎、職員、資機材等）に制約がある状況下において、春日井市地域防災計画で定めた市が行うべき業務に加えて、通常の行政サービスにおける業務継続の実行性を担保することを目的とした計画である。

表1 春日井市地域防災計画と春日井市業務継続計画の比較

	春日井市地域防災計画	春日井市業務継続計画	
計画の趣旨	・被災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項、役割分担等を規定する。	・被災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるよう規定する。	
行政の被災	・特に想定はない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災する可能性があることを前提とする。	
対象業務	・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務	非常時優先業務	・優先度の高い通常業務 ・災害応急対策業務 ・優先度の高い災害復旧業務
計画発動期間	・災害予防段階から災害応急対策、復旧・復興期までの期間	・大規模地震発生から災害応急対策がおおむね完了するまでの期間	
職員の業務執行環境	・記載はない。	・記載している。	

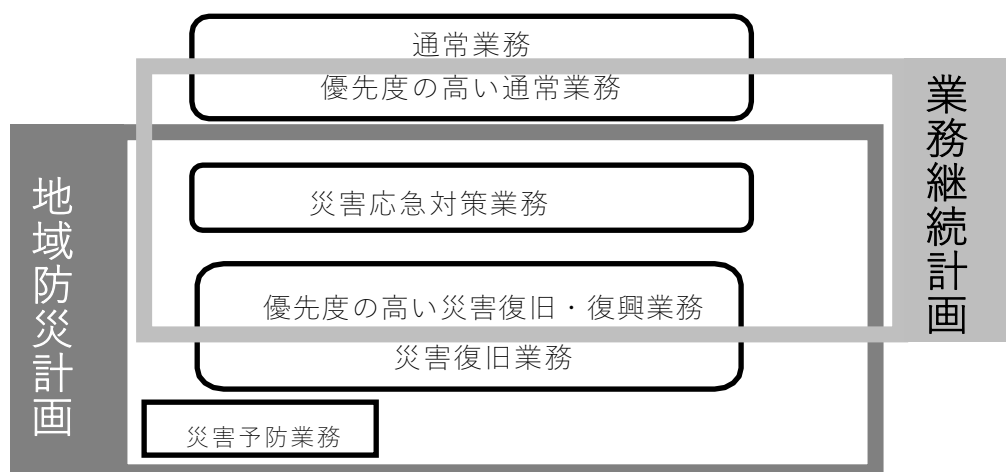


図2 各計画と業務の相関関係

1-5 本計画における非常時優先業務

(1) 対象業務

大地震などの大規模災害が発生した場合、被害により人的物的資源が制約される中で多岐にわたる災害対応を実施するとともに、市民への行政サービスの継続も必要となる。

このため、災害発生時に市民の生命、生活及び財産の保護、都市機能の維持・早期回復を図るために実施する次の業務を非常時優先業務として定め、優先的に業務を遂行していくことが重要となる。

ア 優先度の高い通常業務

本市の条例、規則等で定められた事務分掌に従う業務のうち、大規模災害発生時に継続する必要がある優先度の高い業務

イ 災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務

- ・春日井市地域防災計画に定める災害応急対策業務
- ・春日井市地域防災計画に定める復旧・復興業務のうち、優先度の高い業務

(2) 実施期間

本計画に基づく非常時優先業務を実施する期間は、大規模地震発生からおおむね2週間以内（災害応急対策がおおむね完了すると見込まれる期間）とする。

1-6 計画の方針

(1) 基本方針

本計画において、次の基本方針に基づき、非常時優先業務の選定を行い、資源の配分等について検討する。

- ア 大規模災害から市民等の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- イ 市民生活や市内の社会経済活動機能の維持及び早期復旧に努める。
- ウ 業務継続のために必要な体制をとり、限られた資源を最大限有効に活用する。

(2) 対応方針

本計画において、基本方針を踏まえ、次の対応方針に基づき、業務継続のための必要な体制を定め、非常時優先業務を実施する。

- ア 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施し、その中でも災害応急対策業務を最優先とする。
- イ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材の資源の確保及び配分は、組織横断的に調整する。
- ウ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止又は抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

1-7 発動・解除

(1) 発動

本計画に定める非常時優先業務等の発動要件は、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 春日井市で震度 5 強以上の地震が発生した場合
(災害対策本部第 2 次非常配備態勢時に自動発動する。)
- イ その他、災害対策本部長が必要と認めた場合
(災害対策本部長宣言によって発動する。)

(2) 解除

災害対策本部長は、災害応急対策が概ね完了したと認めた時は、本計画に定める非常時優先業務等の解除を宣言する。

ただし、各部長は、解除宣言前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止・抑制した通常業務を順次再開させるものとする。

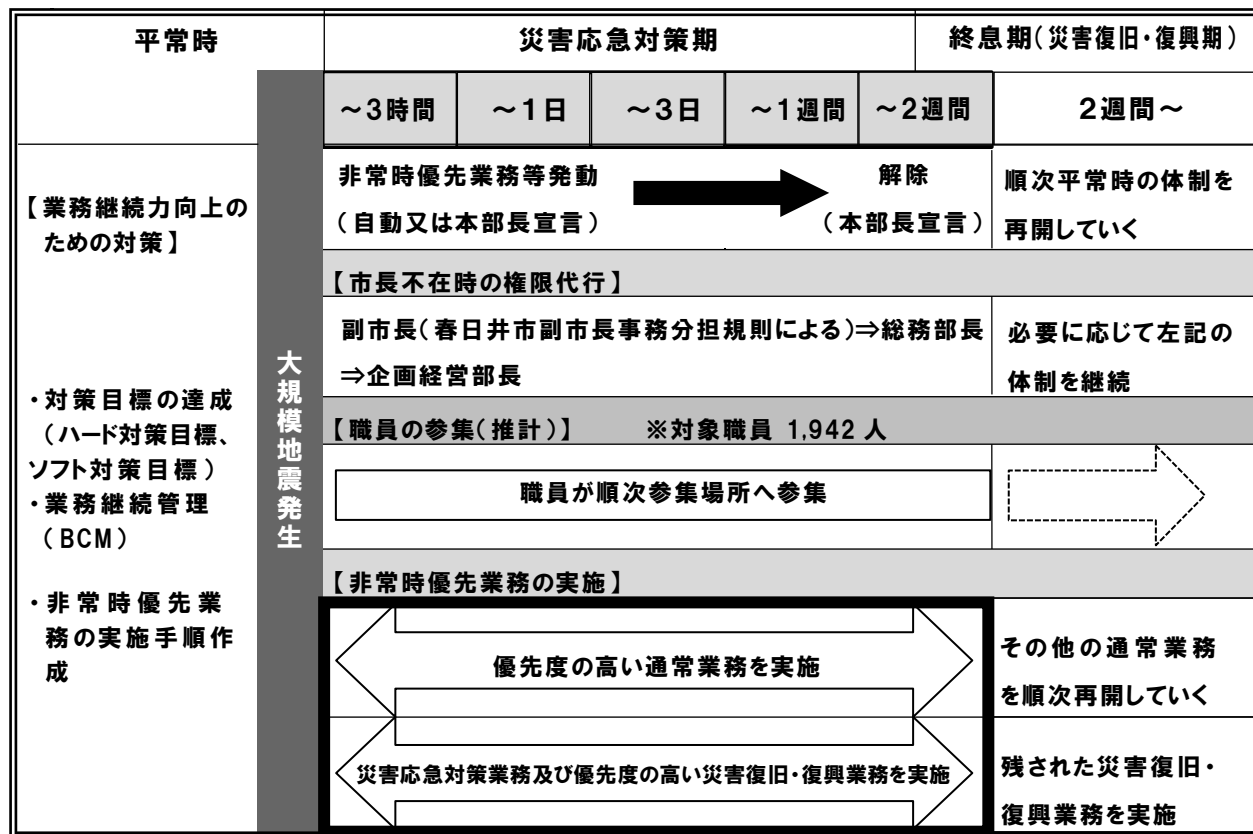
(3) 発動及び解除の周知

本計画に定める非常時優先業務等を発動又は解除した場合には、市ホームページ、安全安心情報ネットワーク、報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民・企業等に理解と協力を求める。

第1章 基本事項

1-8 計画のイメージ

本計画のイメージとして、平常時～地震発生～災害応急対策終息期に係る内容について整理すると図3のとおりとなる。



【地域防災計画】

<太枠同士が関連>



図3 計画のイメージ

第 2 章 被害想定

2-1 前提とする地震・市域の被害想定

本計画において前提とする地震及び市域の被害想定は、平成 26 年 3 月の愛知県防災会議地震部会で示された「過去地震最大モデル」の被害想定の数値を採用した。ただし、最大限の被害を想定する必要があるため、公表されている範囲において「理論上最大想定モデル」の被害想定の数値を基準とする。

「過去地震最大モデル」は本市の地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策に準ずるものである。

その被害想定による市内の震度予想分布については図 4 のとおりであり、愛知県防災会議地震部会が公表した市内の被害数量等に基づく被災シナリオについて、表 2 のとおり整理した。

- 過去地震最大モデル…南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震・安政東海地震・安政南海地震・昭和東南海地震・昭和南海地震の 5 地震）を重ね合わせたモデル
- 理論上最大想定モデル…南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもので、「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮して想定した最大クラスの地震モデル

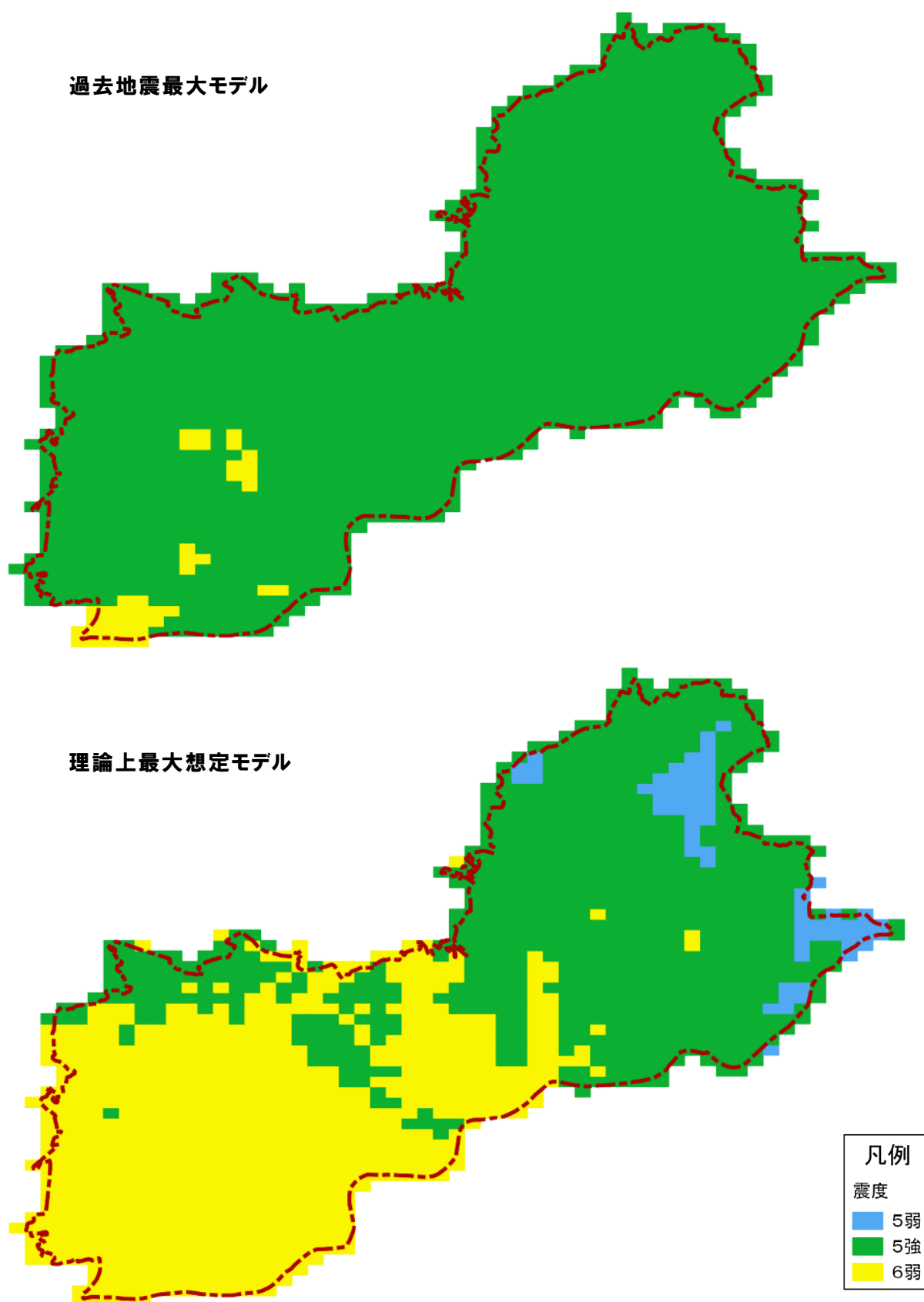


図4 春日井市内の震度予想分布図

2-2 発災時刻の設定

本計画における想定地震の発災時刻は、

冬の平日 早朝5時 とする。

設定の理由を次のとおり示す。

- (1) 職員は、基本的に自宅で就寝中であり、非常参集を必要とすること。
- (2) 早朝の参集となり、早期の参集及び人員の確保が困難な時間帯であること。
- (3) 市民は、基本的に自宅で就寝中であり、冬の早朝5時は市内での負傷者の想定数が一番多いことが予想されること。

なお、「冬の平日 早朝5時」という時期又は時間帯以外で懸念しなければならない事項を次のとおり示す。

- (1) 施設内の市民に対する迅速かつ的確な避難誘導（職員の勤務時間中）
- (2) 休日に外出中の職員の参集先への参集（土日祝日等、職員の勤務時間外時）
- (3) 小中学校、保育園等の施設における児童生徒等の避難、安否確認及び保護者への引き渡し（保育中、授業中等）
- (4) 鉄道駅等における帰宅困難者対策（公共交通機関の運行時間帯）
- (5) 家庭内での火気使用時間帯の出火（食事の支度中）

表2 被害数量及び被災シナリオ(過去地震最大モデル)

※理論上最大想定モデルでの被害予測がある場合は、その被害状況等を記載

項目			県公表による被害数量	被災シナリオ		
				被災直後～1日	～3日	～2週間
1 想定地震及び地震規模	地震動		南海トラフ地震 (マグニチュード 9 ※)	・余震が頻繁に発生する。	・余震が発生する。	
				・市内の中南部で液状化が発生する。		
2 液状化の可能性	大		1.1%			
	中		2.2%			
	小		3.2%			
	なし		18.3%			
	対象層なし		3.2%			
	計算対象外		72.0%			
3 主要被害予測数量 (冬 18 時)	①建物被害	全壊・ 焼失棟数	揺れ 約 300 棟※ 液状化 約 20 棟※ 火災 約 500 棟※	・主に昭和 56 年 5 月以前に着工した建物で、全壊又は半壊する建物がある。	・余震により、被害が進行する建物がある。 ・余震により、火災が発生する建物がある。 ・電力復旧に伴い、家庭での一部で通電火災が発生する。	
	②人的被害	死者数	建物倒壊等 約 10 人※ 火災 約 20 人※	・主に建物倒壊又は火災による死者及び負傷者が発生する。	・行方不明者が発生する。	・避難生活等の精神的ダメージを受け、体調を崩す者がいる。
	③避難所生活者数	1 日後	約 1,600 人	・建物が倒壊した地域の住民、停電断水等により一部の住民が避難所に避難する。	・避難所生活者の食糧、生活必需品等の物資の調達が必要となる。 ・車中避難者及び屋外（テント）避難者が多数発生する。	・避難生活の長期化に伴うニーズが多様化する。 ・避難所の生活環境になじまず体調を崩す者がいる。
		1 週間後	約 15,000 人			
		1 か月後	約 1,600 人			
	④帰宅困難者数 (昼 12 時)		約 21,000～約 23,000 人	・市内の J R 及び名鉄の各駅で帰宅困難者が発生する。 ・徒歩帰宅する者又は最寄りの避難所へ一時避難する者が発生する。		・公共交通機関の運転再開により、帰宅困難者が解消する。

項目			県公表による被害数量	被災シナリオ		
				被災直後～1日	～3日	～2週間
3 主要被害 予測数量 （冬 18 時）	⑤ライフライン機能 支障 （発災1日後）	上水道 （断水人口）	約 225,000 人	・ 管路の損傷等により一部地域で断水する。		・ 上水道設備の応急復旧がおおむね完了する。
		下水道 （機能支障人口）	約 71,000 人	・ 管路の損傷等により一部地域で下水道が使用できなくなる。		・ 下水道設備の応急復旧がおおむね完了する。
		電力 （停電軒数）	約 134,000 軒	・ 電柱及び電線の損傷等により、停電が発生する。	・ 停電地域の電力が復旧し始める。	・ 電力の復旧が完了する。
		固定電話 （不通回線数）	約 43,000 回線	・ 停電や混線又は通話規制により市内全域が通話不可となる。	・ 通信設備の復旧が始まる。	・ 通信設備の復旧が完了する。
		携帯電話 （停波基地局数）	80%			
		都市ガス （復旧対象戸数）	若干	・ ガス管の損傷等により一部地域で都市ガスが使用できなくなる。		・ 都市ガス設備が復旧し始める。
		L P ガス （機能支障世帯数）	約 400 世帯	・ 容器の転倒により、点検を必要とする家屋がある。	・ 安全点検が終わり次第復旧する。	
4 その他	①交通	道路	国道、県道及び市道	・ 道路、道路橋、高架橋等の損傷により通行できない道路が発生する。 ・ 耐震性のない建物の倒壊により通行できない道路が発生する。	・ 指定緊急輸送道路が確保され、交通規制により一般車両の通行が規制される。 ・ 多数の車両が流入するため渋滞が激しくなる。	・ 道路復旧作業がある程度完了し、指定緊急輸送道路による緊急輸送が開始される。
		鉄道	J R 中央線、城北線、名鉄小牧線及び愛知環状鉄道	・ 安全点検のため全線で運転が停止する。	・ 安全が確認された区間から運転が再開される。	

項目				被災シナリオ		
				被災直後～1日	～3日	～2週間
4 その他	①交通	バス	かすがいシティバス、 名鉄バス等	・道路閉塞、交通規制等により全てのバスの運行が停止する。		・運行可能なバス路線から運行が再開される。
		空港	愛知県名古屋飛行場	・空港設備の安全点検のため全線で運行が停止する。	・県広域防災拠点として機能し始める。 ・一部区間の運行が再開される。	・県広域防災拠点の機能が継続される。
	②学校施設等	保育園	市立 29 園、私立 23 園	・全園が休園となる。	・園の再開について検討が始まる。	・再開可能な園から通常保育が始まる。
		幼稚園	私立 16 園			
		認定こども園	私立 8 園			
		小規模保育園	私立 17 園			
		小学校	市立 38 校	・全校が休校となる。 ・指定一般避難所としての機能が始まる。 （尾東小学校を除く）	・指定一般避難所の機能が継続される。 （尾東小学校を除く）	・学校機能の再開の検討が始まる。 ・指定一般避難所の閉鎖が始まる。
		中学校	市立 16 校及び私立 1 校	・全校が休校となる。 ・市立中学校は、遺体安置場所となる学校がある。 ・指定一般避難所としての機能が始まる。 （南城中のみ） ・防災拠点の補完施設としての機能が始まる。 （岩成台中のみ） ・指定一般避難所で受入できない避難者の受入が始まる。 （岩成台中、南城中、尾東中を除く）	・市立中学校で、遺体安置場所の機能が継続される学校がある。 ・指定一般避難所の機能が継続される。 （南城中のみ） ・防災拠点の補完施設としての機能が継続される。 （岩成台中のみ） ・指定一般避難所で受入できない避難者の受入が継続される。 （岩成台中、南城中、尾東中を除く）	・学校機能の再開の検討が始まる。 ・遺体安置場所の閉鎖が始まる。 ・避難所の閉鎖が始まる。

項目				被災シナリオ		
				被災直後～1日	～3日	～2週間
4 その他	②学校施設等	高等学校	県立7校及び 私立1校	・全校が休校となる。 ・指定一般避難所で受入できない避難者の受入が始まる（春日台特別支援学校を除く）。	・学校機能の再開の検討が始まる。 ・指定一般避難所で受入できない避難者の受入が継続される（春日台特別支援学校を除く）。	・再開可能な学校から学校機能が再開される。
		特別支援学校	県立2校			
		大学	私立1校	・休校となる。 ・指定一般避難所としての機能が始まる。 （中部大学講堂及びサブアリーナのみ）	・指定一般避難所の機能が継続される。 ・学校機能の再開の検討が始まる。	・学校機能が再開される。 ・指定一般避難所の閉鎖が始まる。
	③医療	医療施設		・被災地域の負傷者等が殺到する。 ・設備被害及び人員体制が整わない医療施設は診療できなくなる。		・医療体制の整った医療施設から診療が始まる。
		医師・看護師		・被災により出勤できない者が多く発生する。		
	④要配慮者			・安否確認のとれない者がいる。 ・最寄りの指定一般避難所、指定福祉避難所への避難が始まる。	・要介護者、障がい者、乳幼児、透析患者等、特別な配慮を要する者の避難生活が困難となる。 ・医療施設や災害時受入協定に基づく福祉施設への受入が始まる。	
	⑤ボランティア			・春日井市災害救援ボランティアセンターが開設される。 ・被災者のボランティアニーズの把握及び災害ボランティアコーディネーター連絡会との連携が始まる。		・本格的なボランティア活動が始まる。
	⑥金融機関			・被災により大多数の金融機関の業務が停止となる。	・被害の少ない金融機関から業務が再開される。	

項目		被災シナリオ		
		被災直後～1日	～3日	～2週間
4 その他	⑦商業施設	・施設内の商品等が被害を受け、営業停止となる施設が多く発生する。 ・施設に市民が殺到する。 ・物資が確保できない施設が発生する。	・物資が確保できた施設から営業が再開される。	
	⑧ガソリンスタンド			
	⑨危険物施設	・被災によりガス漏出等が発生する施設がある。 ・被害のあった施設の近隣住民に対する避難等の措置が必要となる。	・被災施設の応急復旧がおおむね完了する。	

2-3 公共施設の被害想定

本計画の被災シナリオ(表2)から予想される公共施設の被害想定を表3に示す。

表3 公共施設の被害想定

インフラ	状況	被害想定
建物	・ 災害活動の拠点となる施設は耐震性有 ・ 吊天井の耐震化、飛散防止フィルムの施工、キャビネットの固定は完了していない	・ 災害対策本部が設置される市庁舎は使用できる。 ・ 災害支援本部（防災拠点）施設、消防署所、市民病院等、災害活動の拠点となる施設は使用できる。 ・ 天井が落下し、使用できない施設がある。 ・ 窓ガラスの散乱、キャビネットの転倒により、迅速な業務遂行ができない施設がある。
電力	おおむね 3 日間停止	・ 外部インフラの電気が断線等により、各施設の電力供給が停止する。 ・ 非常用電源設備を有する施設は、各供給範囲において電力が使用できる。
エレベータ	おおむね 3 日間停止	・ 電力供給が停止するため、非常用電源設備の供給範囲となっている非常用エレベータについてのみ、点検確認後、使用できる。
照明	おおむね 3 日間停止	・ 電力供給が停止するため、非常用電源設備の供給範囲となっている照明のみ、点検確認後、使用できる。
上水道	おおむね 1 週間停止	・ 外部インフラの上水道が断水により使用できない。 ・ 受水槽又は高架水槽がある施設は、その残量が使用できる。

インフラ	状況	被害想定
下水道	おおむね 1 週間停止	- 外部インフラの下水道設備が損傷し使用できない。 - 設備の損傷がなく、下水道への自然流下が可能な施設は、水があればトイレが使用できる。その他の施設は、簡易トイレを使用する。
ガス	おおむね 2 週間供給停止	都市ガスの供給が停止し使用できない。
空調	おおむね 2 週間供給停止	都市ガスの供給が停止し、施設内空調をガスに依存している施設は使用できない。
通信	おおむね 1 週間輻輳	- 外部インフラの通信設備の損傷及び輻輳により、つながりにくい期間が続く。携帯電話のメールは遅延するが使用できる。 - 防災行政無線を活用して通信する。
情報システム	おおむね 3 日間停止	- 各種情報システムは、電力供給の停止により使用できない。 - 通信指令課内のシステムは、市庁舎の非常用電源設備により電力供給され使用できる。 - 高度情報通信ネットワークによる防災情報システムは、市庁舎の非常用電源設備により電力供給され使用できる。
消防用施設	非常用電源設備による電力供給	非常用電源の供給範囲となっている消防用設備は使用できる。

第 3 章 非常時優先業務

3-1 選定方法・選定基準

本計画の基本方針に基づき、次のとおり非常時優先業務に該当する業務の選定方法及び選定基準を定める。

(1) 選定方法

ア 優先度の高い通常業務

春日井市の規則等で定める事務分掌に基づき業務の洗い出しを行い、その業務のうち、非常時に優先となる業務について行政組織内の各部署への照会、各部署へのヒアリングを経て選定した。

イ 災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務

春日井市地域防災計画及び災害時職員行動マニュアルに基づき、非常時優先業務を選定した。

(2) 選定基準

選定基準は、表4のとおり、市民の生命、身体及び財産の保護及び市内の社会経済活動の維持への影響の度合いにより定めた。

表4 非常時優先業務の選定基準

着手時間(以内)	優先度	選定基準(影響の度合い)	
3時間	A	業務を着手しないことにより、市民の生命、身体及び財産、及び市内の社会経済活動の維持に対して	重大な影響を及ぼす
1日	B		相当な影響を及ぼす
3日	C		影響を及ぼす
1週間	D		ある程度の影響を及ぼす
2週間	E	優先度の高い通常業務及び災害復旧・復興業務の中で、比較的優先度が高い	

3-2 選定結果

非常時優先業務を選定した結果、優先度の高い通常業務は 467／1,608 業務、災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務は 188／198 業務となり、全体の非常時優先業務数は 655／1,806 業務となった。

表5 非常時優先業務の選定数(全体)

業務区分	全体 (業務数)	内訳(着手時間～以内)				
		3 時間	1 日	3 日	1 週間	2 週間
優先度の高い通常業務	467	152	81	132	49	53
災害応急対策業務 及び優先度の高い 災害復旧・復興業務	188	85	59	31	10	3
合計	655	237	140	163	59	56

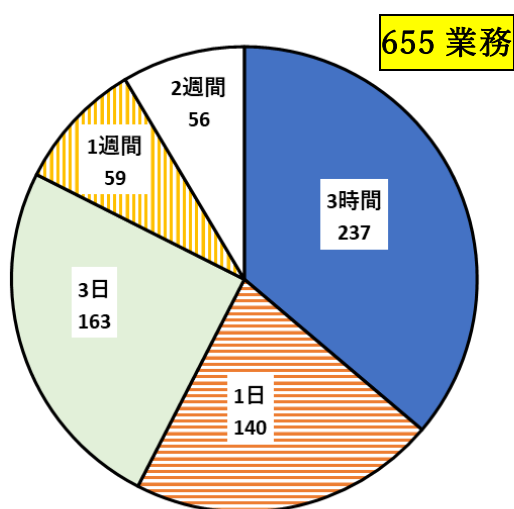


図5 非常時優先業務の選定数(全体)

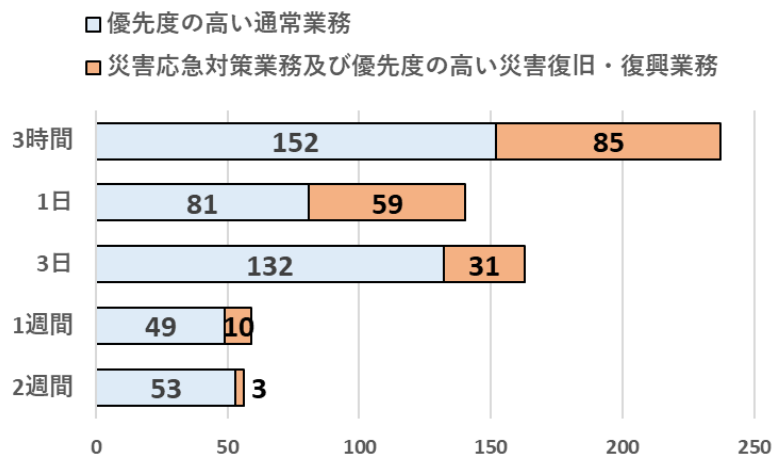


図6 非常時優先業務の選定数(業務種別)

表6 主な非常時優先業務

着手時間	該当する業務の考え方	代表的な業務
3時間以内	・ 職員の安全確保 ・ 初動体制の確立 ・ 被害状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復 ・ 重大な行事の手続き	・ 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） ・ 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・ 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） ・ 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ・ 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等） ・ 業務システムの再開等に係る業務 ・ 社会的に重大な行事等の業務（選挙等）
1日以内	・ 避難所の運営・管理 ・ 応急活動（救助・救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開始	・ 避難所の管理・運営業務 ・ 建物応急危険度判定業務 ・ 短期的な二次災害予防業務 ・ 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・ 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） ・ 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ・ 避難生活の開始に係る業務（食料・物資の確保、提供等） ・ 自衛隊への災害派遣要請 ・ 災害救援ボランティアセンターの開設業務
3日以内	・ 被災者への支援の開始 ・ 窓口行政機能の回復	・ 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・ 災害ボランティアの募集・受入れ及び派遣業務 ・ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ・ 遺体の取扱業務（収容・保管・手続等） ・ 窓口業務（届出受理、証明書発行等）

着手時間	該当する業務の考え方	代表的な業務
2週間以内	・ 復旧・復興に係る業務の本格化	・ 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ・ 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ・ 教育再開に係る業務 ・ 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） ・ 罹災証明書発行業務

第4章 業務継続に係る職員体制

4-1 職務の代行

本計画の発動における決定権者の不在は、上位の職層の者ほど影響が大きい。そのため、決定権者不在の場合には、事前に定めた順序にのっとり、その時点で活動可能な最も順序の高い対象者が職務を代理するものとする。

最も影響の大きい市長（災害対策本部長）の職務代理者の順序については、表7に示す。

表7 市長の職務代理者順序

順序	職務代理の対象者	根拠
1	副市長	春日井市副市長事務分担規則（平成24年春日井市規則第56号）
2	副市長	
3	総務部長	春日井市長の職務を代理する職員を定める規則（平成18年春日井市規則第50号）
4	企画経営部長	

4-2 人員の確保

（1）職員参集体制

被災時には、職員は春日井市地域防災計画の定めに従い、表8のとおり参集することとなっている。災害支援本部（防災拠点施設）に参集する職員については、迅速に参集できることや必要人員を確保することを目的として、職員の居住地等を参考に指定している。

表8 職員参集体制の概要

区分	参集先	主に参集する職員
災害対策本部	市庁舎	災害対策本部各部へ参集する職員で、特に指定する場合を除き、各部に組織化された所属の主査以上の職員
施設配備態勢	各施設等の出先機関	特に指定する場合を除き、施設長他1名の職員
災害支援本部	防災拠点施設	各防災拠点施設への参集を指定された職員

(2) 職員参集状況の推計

職員参集状況は、令和6年8月に実施した「春日井市業務継続計画改定に係る職員の参集状況の調査」をもとに推計した。

また、推計にあたっては、表9のとおり推計条件を設定した。

表9 推計条件

条件		方法										
ア	参集可能人数の推計方法	照会結果に基づき、自宅にいる時に被災したと想定し、各自の参集場所まで参集可能な職員数及び参集率を推計した。										
イ	参集手段及び参集時間	徒歩、自転車又はバイクによる参集手段を原則として、参集時間を把握した。 参集時間は、地震が発生した場合の道路状況等を考慮して、歩行速度は時速 4.8km、自転車速度は時速 12km、バイク速度は時速 20km で参集すると想定し、計算した。なお、参集時間には、準備時間（家族の安否確認、参集準備等）として一律 30 分を加算するものとした。										
ウ	参集可能時間	参集可能時間の上限は 6 時間とし、自宅から参集場所までの徒歩、自転車又はバイクで 6 時間を超える職員は、徒歩、自転車又はバイクのみによる参集はできないと仮定した。										
エ	参集困難者	より現実的な職員参集数の推計を行うためには、参集可能時間だけでなく、参集困難者も考慮する必要がある、参集困難者は、本人又は家族の死傷、自宅の被害、子の監護、自宅近隣又は参集途中における救出・救助活動への従事等のため、参集場所に向かうことができない者とした。 被災後の日数別に参集困難者の割合を表 10 のとおり設定した。 表 10 参集困難者の割合 <table><tr><th>被災後日数</th><th>参集困難者の割合</th></tr><tr><td>被災後 1 日目まで</td><td>30%</td></tr><tr><td>被災後 3 日目まで</td><td>20%</td></tr><tr><td>被災後 4 日目～ 1 週間</td><td>10%</td></tr><tr><td>被災後 8 日目～ 2 週間</td><td>5 %</td></tr></table>	被災後日数	参集困難者の割合	被災後 1 日目まで	30%	被災後 3 日目まで	20%	被災後 4 日目～ 1 週間	10%	被災後 8 日目～ 2 週間	5 %
被災後日数	参集困難者の割合											
被災後 1 日目まで	30%											
被災後 3 日目まで	20%											
被災後 4 日目～ 1 週間	10%											
被災後 8 日目～ 2 週間	5 %											

条件		方法																				
オ	公共交通手段の復旧に伴う影響	被災後 4 日目以降、徐々に公共交通手段が復旧するため、徒歩、自転車又はバイクに加え、交通機関による参集の組合せとした。「ウ参集可能時間」において 6 時間を超える職員については、公共交通手段の復旧に伴い被災後 4 日目以降に参集できるものとした。																				
カ	推計計算式	参集可能時間及び公共交通機関の運行状況から参集可能と判定した職員数から、参集困難者数を差し引き、職員参集数を推計した。 職員参集数＝参集可能職員数－参集困難者数 ＝参集可能職員数×（1－参集困難者の割合）																				
キ	夜間勤務者	消防本部については夜間勤務者がいるため、被災時においても表 11 に記載している人数は即時で対応が可能である。 表 11 夜間勤務者数(消防本部) <table><tr><th>部署</th><th>人数</th><th>部署</th><th>人数</th></tr><tr><td>消防署</td><td>25 人</td><td>東出張所</td><td>13 人</td></tr><tr><td>西消防署</td><td>9 人</td><td>南出張所</td><td>17 人</td></tr><tr><td>北出張所</td><td>9 人</td><td>高蔵寺出張所</td><td>9 人</td></tr><tr><td>通信指令課</td><td>6 人</td><td>計</td><td>88 人</td></tr></table>	部署	人数	部署	人数	消防署	25 人	東出張所	13 人	西消防署	9 人	南出張所	17 人	北出張所	9 人	高蔵寺出張所	9 人	通信指令課	6 人	計	88 人
部署	人数	部署	人数																			
消防署	25 人	東出張所	13 人																			
西消防署	9 人	南出張所	17 人																			
北出張所	9 人	高蔵寺出張所	9 人																			
通信指令課	6 人	計	88 人																			
ク	その他	推計にあたっては、小数点以下を四捨五入処理しているため、参集数の合計が一致しない場合がある。 医師・看護師については、勤務形態が多様であるため、参集人数及び参集率から除外することとした。																				

(3) 参集人数及び参集率

推計条件に基づき、職員参集状況を推計した結果、職員の参集人数及び参集率は表 12 のとおりである。

表 12 参集人員及び参集率

区分		1時間	3時間	1日	3日	1週間	2週間
災害対策本部 (消防本部除く) 【547人】	参集数(人)	166	351	377	431	492	520
	参集率(%)	30.3	64.2	68.9	78.8	89.9	95.1
施設配備体制 【534人】	参集数(人)	126	349	370	422	481	507
	参集率(%)	23.6	65.4	69.3	79.0	90.1	94.9
災害支援本部 【553人】	参集数(人)	266	354	380	434	498	525
	参集率(%)	48.1	64.0	68.7	78.5	90.1	94.9
全体 【1,634人】	参集数(人)	558	1,054	1,127	1,287	1,471	1,552
	参集率(%)	34.1	64.5	69.0	78.8	90.0	95.0

区分		1時間	3時間	1日	3日	1週間	2週間
消防本部 【308人】	参集数(人)	78	197	213	243	277	293
	参集率(%)	25.3	64.0	69.2	78.9	89.9	95.1
	※うち、夜間勤務者 88 人は被災時も即時で対応可能						

(4) 安否確認及び参集可否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する態勢を整えるためには、参集可能な人員の把握及び職員の安否を確認することが必要である。

そのため、勤務時間内外における安否確認方法等について示す。

ア 勤務時間外に発災した場合の安否確認

各所属において、平時から電子メール、SNS、災害用伝言ダイヤル等発災した場合の連絡手段の確認をしておき、発災した場合には速やかな職員の安否確認を行う。また、通信が不通の場合においては、通信が復旧後速やかに安否確認を行う。

イ 勤務時間内に発災した場合

各職場において、速やかに職員の安否確認を行うとともに、職員が家族の安否確認を行う時間を設けるよう配慮する。

(5) 参集にあたっての注意事項

勤務時間内に発災した場合は、通常業務や事業などを中止し、施設利用者を避難又は安全確保させた後に、速やかに決められた参集先に参集する。

勤務時間外に発災した場合、職員が参集先へ参集するにあたっては、自らの安全を確保し、家族の安全も確保したうえで、直ちに定められた参集先に参集する。また、平常時より、自転車やバイク等速やかに参集できる手段を検討するとともに、複数のルートを想定しておく。

なお、参集時の服装は安全で動きやすい服装とし、身分証明書、飲料水・食料（最低3日分）、携帯トイレ、着替え、懐中電灯等を携行する。

(6) 現在の職員参集体制の見直し

本計画の非常時優先業務の選定作業を行う中で、現在の職員参集体制では当業務の遂行に支障を及ぼすことが明らかとなった部分について、早期に見直しを行うこととする。

また、見直しにあたっては、勤務時間内外いずれの被災時においても、迅速な職

員参集、かつ迅速な業務着手が可能となるよう考慮する。

第 5 章 業務継続に係る業務執行環境

本計画の策定にあたり、大規模災害発生時に重要な機能を有する施設（以下「災害時拠点施設」という。）について、業務継続に不可欠な資源を洗い出し、各資源における「現状」、「課題」及び「今後必要な対策」を整理した。

なお、ここでは、災害時拠点施設を中心に整理しているが、「今後必要な対策」については、全ての市施設が積極的に対応及び協力するものとする。

表 13 災害時拠点施設及び災害時機能

No	施設名等	災害時機能
1	市庁舎	災害対策本部
2	文化フォーラム春日井	災害対策本部代替施設
3	レディヤンかすがい	
4	味美ふれあいセンター	
5	西部ふれあいセンター	災害支援本部（防災拠点）
6	南部ふれあいセンター	
7	高蔵寺ふれあいセンター	
8	鷹来公民館	
9	坂下公民館	
10	グリーンパレス春日井	
11	総合福祉センター	
12	東部市民センター	
13	岩成台中学校	防災拠点補完施設
14	総合保健医療センター	医薬品等供給拠点
15	保健センター	
16	総合体育館	物資集配拠点
17	消防署	消防・救助活動を行う拠点
18	消防署東出張所	
19	消防署西出張所	
20	消防署南出張所	
21	消防署北出張所	
22	消防署高蔵寺出張所	
23	市民病院	医療活動拠点・災害拠点病院
24	配水管理事務所	災害対策本部第2次非常配備態勢における施設配備態勢において、所属職員全員が参集する施設
25	勝西浄化センター	
26	南部浄化センター	
27	高蔵寺浄化センター	

第5章 業務継続に係る業務執行環境

28	クリーンセンター	
29	清掃事業所	
30	衛生プラント	

5-1 執務室

(1) 施設の耐震性

ア 現状

- (ア) 施設の耐震化は春日井市耐震改修促進計画に基づき、一定要件を満たす特定既存耐震不適格建築物について、再整備計画を予定している高蔵寺駅北口自転車駐車場以外は、耐震性を有している。
- (イ) 災害対策本部を設置する市庁舎は、新耐震基準で建築されたため、耐震性を有している。
- (ウ) 参集施設や避難所における応急危険度判定を行うための基本的な知識を習得するために、施設管理者や参集職員に対して講習会を実施している。

イ 課題

- (ア) 職員向けの応急危険度判定講習会等を実施しているが、応急危険度判定のスキルを有する職員が限られている。
- (イ) 災害対策本部を設置する市庁舎が使用できなくなった場合の代替施設は定めているが、代替機能を確保できる資機材が整備されていない。
- (ウ) 勤務時間内に発災した場合の市庁舎では、自衛消防組織が施設内の被害状況の把握や来庁者の避難等を実施するが、勤務時間外に発災した際の市庁舎の安全確認の手順が定められていない。

ウ 今後必要な対策

- (ア) 応急危険度判定が実施できる職員を増加させていくために講習会の開催を継続する。
- (イ) 災害対策本部が設置される市庁舎は、新耐震基準であり被災後も使用できると想定しているが、甚大な被害を受け、使用できなくなった場合の災害対策本部の代替施設について、表 14 のとおり定めている。代替運用マニュアルを策定するなど、円滑に機能を補完するための運用方法等を定める。

表 14 災害対策本部の代替施設の優先順位

順位	施設名	所在地
第1順位	文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地
第2順位	レディヤンかすがい	鳥居松町2丁目247番地

ただし、市庁舎を始めとする施設が使用できない場合は、各施設内の部署で実施する非常時優先業務への影響が大きいため、被災時には、業務遂行の継続にあたっての代替場所や代替手段の確保など、臨機応変な対応が求められることになる。

(ウ) 勤務時間外においても、先に参集した職員が施設の安全確認を実施できるよう実施手順を定める。

(2) 事務室内のキャビネットの固定

ア 現状

事務室内の一定以上の高さのキャビネットは概ね固定されており、固定に適さない可搬式キャビネットなどは注意喚起の貼り紙を行うなどの対策を取っている。

イ 課題

(ア) 固定がされていないキャビネットは、被災時に転倒又は移動し、事務室内の配置が崩れ、書類等が散乱する。

(イ) キャビネットの固定がされていない事務室は、キャビネットの転倒及び移動による応急処置に迫われ、非常時優先業務の着手が遅延し、迅速な業務遂行ができないおそれがある。

(ウ) 勤務時間内に被災した場合、固定がされていないキャビネットが転倒又は移動することにより、職員が負傷するおそれがある。また、キャビネットの上の書類や荷物等が落下し、職員が負傷するおそれがある。

ウ 今後必要な対策

(ア) 各施設管理者は、施設内のキャビネットへ積極的に固定を施すとともに、可搬式キャビネットなどには注意喚起の貼り紙を行うなど、被災時の業務遅延や職員の負傷の防止に引き続き努める。

(イ) 各施設管理者は、高所に書類又は荷物を置かないよう引き続き周知徹底する。

(3) 施設内ガラスの飛散防止

ア 現状

(ア) ガラス飛散防止対策は、各施設管理者の判断、又は改修工事等と併せて施設の避難経路等のガラスについて飛散防止フィルムを施工している。一部施工している、もしくは未施工の施設が多い。

(イ) 建築年の新しい施設は、強化ガラスで施工されている施設が多い。

イ 課題

(ア) 飛散防止等の対策が施されていない場合は、被災時に飛散したガラスの応急処置に迫られ、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがある。

(イ) 飛散防止等の対策が施されていない場合は、被災時のガラス飛散により、市民又は職員が負傷するおそれがある。

(ウ) 飛散防止等の対策が施されていない場合は、被災時のガラス飛散により避難経路が遮断され、迅速な屋外避難の妨げとなるおそれがある。

ウ 今後必要な対策

各施設管理者及び施設管理課は、強化ガラスを施工していない、又はガラス飛散防止対策を行っていない施設について、引き続き、改修工事等と併せて施設の避難経路等におけるガラスについて飛散防止フィルムを施工する。

また、改修工事等の予定がない施設についても、施設の災害時の位置付け等の観点から飛散防止フィルムの施工について検討を行う。

(4) 事務機器の転倒・落下防止

ア 現状

(ア) 全庁的に配備されているプリンタ機器は、中規模の大きさであり、耐震マットにより転倒・落下防止策が実施されている。

(イ) 各事務機器の転倒・落下防止については、各所属等の判断で概ね実施されている。また、更新時にも同様に対策を施している。

イ 課題

- (ア) 転倒等の対策が施されていない場合は、機器の転倒・落下による散乱又は故障により、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがある。
- (イ) 勤務時間内の被災時には、転倒等の対策が施されていない場合は、機器の転倒・落下により、職員が負傷するおそれがある。

ウ 今後必要な対策

- (ア) 執務室内のプリンタ機器等について、耐震マット等による転倒・落下防止対策を引き続き行う。
- (イ) その他、各所属等で配備している機器への対策は、各所属等が積極的に対策を施す。

(5) 施設内コピー機(印刷機を含む)の移動・転倒防止

ア 現状

- (ア) 施設内コピー機は、リース契約により導入している。
- (イ) 移動・転倒防止対策が施されていないコピー機もある。

イ 課題

- (ア) 移動等の対策が施されていない場合は、衝突により故障し、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがある。
- (イ) 勤務時間内の被災時には、移動等の対策が施されていない場合は、衝突により市民又は職員が負傷するおそれがある。

ウ 今後必要な対策

- コピー機のリース契約を行っている所管部署は、移動・転倒防止器具などによる対策を引き続き推進する。

(6) 施設の有効利用

ア 現状

- (ア) 防災拠点となっている施設においては、被災時の施設内各室の利用計画が定めてある。
- (イ) 市庁舎においては、各部班の執務室をはじめ、リエゾンや応援職員の執

務室などが定まっていない。

イ 課題

市庁舎については、発災後に執務室等を割り振ることとなり、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがある。

ウ 今後必要な対策

市庁舎において、執務室など災害対応時に必要となるスペースを整理し、災害対応時の施設利用計画を定める。

5-2 電力・燃料

(1) 現状

- ア 被災直後において、停電区域内の施設は全館停電し、非常用電源設備を所有する施設は非常用電源に切り替わる。市庁舎の非常用電源設備はA重油を燃料とし、貯蔵燃料分(40,000ℓ)で約10日間運転が継続できるが、通電範囲が限られる。災害対策本部は、太陽光発電により電力を得られるが、発電量と蓄電設備の容量が小さいため、照明等最低限必要な電力のみ供給される。
- イ その他施設の非常用電源の多くは、太陽光発電又は軽油を燃料とし、通電範囲が消防用設備にとどまる。
- ウ 一部の施設は、事務室内コンセント又は非常用コンセントへの通電があり、通電のあるコンセントの表示を行っている。
- エ 市民病院、浄化センター及びクリーンセンターは、電力容量の大きい非常用電源設備を有しており、通電範囲も広い。
- オ 市庁舎を始めとする災害時拠点施設が停電した場合における電力会社からの優先的な復旧を春日井市地域防災計画で定めている。
- カ 民間事業者と燃料供給についての協定を締結している。
- キ 公用車等の燃料は、タンク内のガソリン残量が半分以下となった際に、給油するようにしている。

(2) 課題

- ア 市庁舎において、非常用電源設備による約 10 日間の運転が可能であるが、通電範囲が限定されており、消防活動用電源はあるが、原則ネットワーク維持やパソコン使用のための電源供給なども行えず、迅速な業務遂行の支障となるおそれがある。その他施設においても同様に非常用電源設備がない、又は通電範囲が限定されるため、迅速な業務遂行の支障となるおそれがある。
- イ 停電時の非常用電源設備の運用及び手順が定められていない、又は職員に周知されていないため、停電時に混乱を招き、迅速な業務遂行の妨げとなるおそれがある。
- ウ 被災時には民間事業者との協定により燃料の供給が見込まれるものの、発災直後に燃料不足となり、迅速な業務遂行の妨げとならないよう平時からの燃料確保が引き続き必要である。

(3) 今後必要な対策

- ア 各施設管理者は、各施設における非常用電源設備の仕様確認を継続して行い、その施設で業務を遂行する職員が、日頃からその状況を認識できるよう引き続き周知徹底を行う。
- イ 市民安全課及び各施設管理者は、日頃から燃料の供給体制を引き続き確保しておく。
- ウ 被災時に燃料不足とならないよう、平常時から公用車等のタンク内のガソリン残量が半分以下となった際の給油について、引き続き徹底するなど常に一定量の燃料が確保できているよう努める。
- エ 各施設管理者は、非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、電力の継続利用が可能となるよう対策を引き続き講じるとともに、既に導入済の施設にあっては、燃料タンクの増設等により、業務の継続に必要な非常用電源設備の運転継続時間の確保ができるよう対策を講じる。

5-3 上下水道

(1) 現状

- ア 受水槽又は高架水槽がある施設の多くは、被災後、水の供給が停止した場合は、水槽自体が被災しなければその残量を使用することが可能である。
- イ 施設によって、公共下水道区域、区域外の対象は様々であるが、避難所に指定されている公共下水道区域の施設は、マンホールトイレが配備されている。
- ウ 職員用の簡易トイレは既に配備し、各所属で管理している。

(2) 課題

- ア 受水槽等がない施設では、水の確保が困難となる。
- イ 下水道や排水設備が損傷している場合、施設内のトイレの使用ができない。
- ウ 施設内のトイレが使用できない場合の職員用のトイレについて、備蓄数が足りない。

(3) 今後必要な対策

- ア 市民安全課は、各所属における職員用の携帯トイレの備蓄拡充を推進するとともに、参集時には自助により備蓄している携帯トイレも可能な限り持参をするよう周知啓発する。
- イ 受水槽等がある施設の管理者は、被災時における水槽の使用可否の判断方法を含めた残量使用にあたってのルールを職員に周知する。
- ウ 受水槽等がない施設に速やかに水の供給ができるよう「災害時における飲料水の供給に関する協定」を締結している相手方と連絡先等を毎年度更新し、協定の実効性の確保に努める。
- エ 各施設管理者は、排水設備の被災状況を把握するための手順を定める。
- オ 市民安全課は、下水道機能が麻痺した場合のトイレ使用方法について、職員に周知を行う。

5-4 通信

(1) 現状

- ア 防災行政無線は、市庁舎、防災拠点施設、指定避難所及び公用車の一部に配備されており、被災時における最も有効な通信手段となる。
- イ 多くの施設において、災害時優先電話を登録した電話回線があり、被災時で通信制限がある場合にも、制限を受けず発信を行うことができる。
- ウ 各所属で契約している携帯電話があり、被災時における通信手段の一つとして期待できる。(例：市民安全課 47 台(災害時優先電話の登録有り(携帯 30 台、スマートフォン 15 台、衛星携帯電話 2 台)))
- エ ネットワーク設備は、電力を要するため、停電時は使用できない。

(2) 課題

- ア 防災行政無線は、防災拠点施設から市庁舎に連絡が集中すると輻輳するおそれがある。
- イ 各施設における被災後の通信の運用、使用手順等について、迅速な業務遂行のため、職員向け訓練等を通して、周知と習熟を図る必要がある。
- ウ 停電時の無線や携帯のバッテリーの充電のため、各防災拠点に配備している蓄電池の状態を把握する必要がある。
- エ ネットワーク設備が利用できないと、住基システムをはじめとする様々なシステムやプリンタなどが利用できず、迅速な業務遂行の妨げとなる。

(3) 今後必要な対策

- ア 市民安全課及び各施設管理者は、各施設等における最新の通信手段の保有状況を把握し、職員に周知する。また、より円滑に非常時優先業務を実施できるよう通信手段の配置の見直しを行う。
- イ バッテリーの充電をするため、各防災拠点に配備している蓄電池の点検・更新を行う。
- ウ ネットワーク設備が使用できない場合を想定した上で、非常時優先業務を実施する手順等を定めるとともに、電力供給方法の見直しなどによりネット

ワーク設備を維持・早期復旧させるための対策を行う。

5-5 空調・ガス

(1) 現状

ア 非常用電源による空調への通電があるのは、一部の施設にとどまる。

イ 災害時拠点施設は、半数が都市ガスに依存している。

(2) 課題

日頃から、空調の運転再開に係る点検業者との調整が徹底されていない施設は、迅速な運転再開ができず、職員の執務環境及び市民の施設利用に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 今後必要な対策

各施設管理者は、被災時の空調の使用及び運転再開について、日頃から業者と確認を行い、職員に周知を行う。

5-6 エレベータ

(1) 現状

ア 災害時拠点施設において、非常用電源によるエレベータへの通電があるのは、市庁舎、市民病院及び保健センターにとどまり、停電によりエレベータが使用できない施設が多い。

イ エレベータが設置されている公共施設のうち、大部分の施設について停電時着床装置を備えている。

ウ 停電時着床装置を備えていないエレベータについては、エレベータの改修に合わせ、停電時着床装置を順次備えている。

(2) 課題

ア 日頃から、エレベータの運転再開に係る点検業者との調整が徹底されていない施設は、迅速な運転再開ができず、職員の執務環境及び市民の施設利用に

支障を及ぼすおそれがある。

- イ 勤務時間内の被災時においては、停電時着床装置を備えていない場合、エレベータに閉じ込められている者が発生するおそれがある。

(3) 今後必要な対策

- ア 各施設管理者は、被災時のエレベータの使用及び運転再開について、日頃から業者と確認を行い、職員に周知を行う。
- イ 停電時着床装置がないエレベータについては、引き続き改修に合わせ装置を備えるエレベータに順次更新する。

5-7 情報システムのバックアップ

(1) 現状

- ア 重要な行政データを扱うシステムについては、クラウド化によりサーバー設置場所やバックアップ先が他住所地となっているものが多いが、市庁舎となっているものやバックアップを保管していないものもある。
- イ 複数の場所にバックアップを保管しているシステムもある。

(2) 課題

市庁舎のみでバックアップを保管しているシステムやバックアップを保管していないシステムについては、市庁舎が使用できなくなった場合に、重要な行政データを喪失し、迅速な業務遂行ができなくなるおそれがある。

(3) 今後必要な対策

- 各システム所管部署は、引き続きクラウド化を図るなどのバックアップ対策を行う。

5-8 用紙・トナー

(1) 現状

- ア 用紙は、総務課が一括で管理し、在庫数が一定量以下になり次第購入することで、常に在庫が確保できるようにしている。各所属は同課で用紙を受け取り、使用している。
- イ コピー機のトナーについては、各施設において契約する業者が交換を行っている。
- ウ 全庁的に配備しているプリンタ用のトナーについては、情報システム課が一括で管理し、在庫数が一定量以下になり次第購入することで、常に在庫が確保できるようにしている。各所属は同課でトナーを受け取り、使用している。
- エ トナーを使用する機器の使用は、電力を要するため、非常時優先業務を実施する際に使用する申請書等の必要書類について、データだけでなく、紙でも準備している。

(2) 課題

常に一定量の在庫を確保するために、現状の体制を維持する必要がある。

(3) 今後必要な対策

- ア 総務課は、用紙の購入にあっては、常に一定量の在庫があるように引き続き努める。
- イ 情報システム課は、トナーの購入にあっては、常に一定量の在庫があるように引き続き努める。
- ウ 各所属は、非常時優先業務を実施する際に使用する申請書等の必要書類について、常に最新のものに更新するとともに、一定量の在庫があるように引き続き努める。
- エ DX 化により紙での申請を廃止した書類やシステムからの出力のみとしている書類についても、一定量の在庫があるように努める。

5-9 職員用の飲料水・食料

(1) 現状

ア 職員用の飲料水・食料の備蓄がない。

イ 職員に対しては、市民と同様、自助の観点から各自で最低3日分の飲料水・食料を備えておき、参集時に持参するよう啓発を行っている。

(2) 課題

災害活動等が長期化し、また、物流が停止している場合、職員が持参した飲料水・食料を消費した後、食事ができなくなるおそれがある。

(3) 今後必要な対策

ア 職員に対して、被災後最低3日分の飲料水・食料を自らの責任で準備し、可能な限りの飲料水・食料を職場に保管する又は参集時に持参することについて、周知徹底する。また、各個人が必要となるアレルギー対応の食料や常備薬等についても、同様に備蓄する必要があることを周知徹底する。

イ 被災時においても飲料水・食料が確保できるよう協定の締結などを進める。

5-10 職員用の救急セット

(1) 現状

傷病人が発生する場合に備え、救急セットを備蓄している。

(2) 課題

使用期限経過前に更新が必要である。

(3) 今後必要な対策

引き続き救急セットの備蓄の確保・更新を図る。

第6章 連携・協力体制の強化

災害時には、外部関係機関等（協定自治体・民間団体、愛知県、委託事業者・指定管理者等）との連携及び協力の下で実施しなければならない非常時優先業務が多く想定される。本市では、外部関係機関等の支援を最大限に活用し、円滑かつ迅速に災害応急対策を実施するため、令和4年3月に春日井市災害時受援計画を策定し、災害時における受援体制を整備している。

また、平時においても、外部関係機関等と事前に必要な調整、役割の確認等を行い、業務の確実な遂行確保を図る必要がある。このため、各所属において、非常時優先業務に必要な人員を把握し、人員の不足が生じる場合には、速やかに受援を行えるようにしておくとともに、他市町村の応援職員に速やかに災害応急対策業務等を引き継げるようにマニュアル等を整備しておくことも必要である。

6-1 災害時応援協定による受援

本市は、春日井市地域防災計画に基づき、災害時に様々な分野で支援を受けることができるよう、日頃から災害時応援協定を締結している。今後においても、新たな分野等の協定を締結し、本市の防災体制を強化していく必要がある。

（１）地方自治体との協定

本市は、災害時における物資、資機材、職員派遣等の支援について、遠方の単一の市間、施行時特例市間、東尾張市町間、水道関係、緊急消防援助隊等、様々な分野及び形態で協定を締結している。

（２）民間団体との協定

本市は、民間団体から災害時に協力を得られるよう、様々な分野において災害時の支援協力に関する協定を締結している。協定内容は、物資、資機材等の提供、ライフラインの確保等、多種に及ぶ。

（３）今後必要な対策

ア 市民安全課は、日頃から、各種協定における連絡先、連絡方法等について明らかにし、被災時に実際に機能し、確実な支援が受けられるよう体制を整える。

- イ 市民安全課は、災害対策本部各部の活動内容に照らし、協定の種類別に割り当てを行い、必要時に迅速な応援要請が可能となるよう体制を進める。
- ウ 各所属において、災害時に必要な支援等を検討し、関係団体等と協定を締結する。
- エ 協定締結時には、相手方の人数・数量・支援開始までの期間など具体的な支援を把握するとともに、現協定についても可能な限り把握するよう努める。

6-2 愛知県との連携

本計画は、愛知県業務継続計画と整合を図り進めていく必要があるため、愛知県と連携しながら、本計画を適宜更新していく必要がある。

6-3 委託業者・指定管理者との連携

本計画で定める非常時優先業務を実施する中で、委託業者及び指定管理者の協力が不可欠な業務については、災害時における連携・協力体制を確保しておく必要がある。

そのため、次のとおり、今後必要な対策を行う。

各所属は、委託業者及び指定管理者も被災することが予想される中で、契約時において非常時優先業務を的確に実施するための具体策を検討し盛り込むとともに、日頃から、委託業者及び指定管理者の非常時の連絡先等を確認するなど、いざという時に迅速に業務を執行できるよう連携体制を継続する。

第7章 業務継続力向上のための対策

本計画に基づいて非常時優先業務を効率的に遂行するためには、業務継続力向上のための対策を行うとともに、本市の行政組織改正、社会情勢等を勘案し、今後、本計画を管理及び運用していく必要があり、そのための方策について示すこととする。

7-1 業務継続力向上のための対策

(1) ハード対策

ア 施設の窓ガラス・吊り下げ天井の落下防止対策（各施設管理者）

災害時拠点施設を始めとする市の施設において、窓ガラスや吊り下げ天井の落下等により職員の負傷や職場環境が悪化することを未然に防ぎ、被災時の迅速な業務遂行が可能となるよう、対策を講じる。

イ 施設内のキャビネットの固定（各施設管理者）

地震の揺れによるキャビネットの転倒及び移動、書類の散乱を未然に防ぎ、被災時の迅速な業務遂行が可能となるよう、固定方法、固定箇所等を検討し、全庁統一的な固定対策を継続して行う。

ウ 施設内のガラス飛散防止対策の実施（各施設管理者、施設管理課）

強化ガラスを施工していない、又はガラス飛散防止対策を行っていない施設について、各施設の改修工事等と併せて、施設のガラスに飛散防止対策を実施する。

また、改修工事等の予定がない施設についても、施設の災害時の位置付け等の観点から飛散防止フィルムの施工を継続して実施する。

エ 全庁配備の事務室内プリンタ機器等の転倒・落下防止（情報システム課）

地震の揺れによるプリンタ機器等の転倒及び転倒による故障を未然に防ぎ、被災時の迅速な業務遂行が可能となるよう、プリンタ機器等について、転倒・落下防止策を継続して推進する。

オ 施設内コピー機の移動・転倒防止（リース契約所管部署）

地震の揺れによるコピー機の移動及び転倒、衝突による人的被害を未然に防ぎ、被災時の迅速な業務遂行が可能となるよう、移動・転倒防止策を継続して実施する。

カ 非常用電源設備の導入、燃料タンクの増設（各施設管理者）

各施設管理者は、非常用電源設備の導入や通電範囲の更新により、行政機能の維持に不可欠なネットワーク維持やパソコンの使用のための電源供給などの電力の継続利用が可能となるよう対策を継続して講じるとともに、既に導入済の施設にあっては、燃料タンクの増設等により、業務の継続に必要な非常用電源設備の運転継続時間の確保ができるよう対策を講じる。

キ 職員用の簡易トイレの配備（市民安全課）

被災時に職員による業務遂行に支障が出ないよう職員用の簡易トイレを配備し、各所属・施設において管理している。今後、必要に応じて備蓄の更新・拡充を行う。

ク 蓄電池の保守（市民安全課）

災害時に重要となる通信機器が使用できなくなることを防ぐため、各拠点となる施設に配備している蓄電池の点検・更新を行う。

ケ エレベータの停電対策（各施設管理者）

停電が発生した際に、閉じ込められることがないように、停電時着床装置が設置されていないエレベータについては、装置を備えたエレベータに順次更新する。

コ システムのクラウド化によるバックアップ対策の実施（各システム所管部署）

被災時の基幹系情報システム等、重要システムのバックアップが確実に確保できるよう、各システム所管部署の判断により計画的にクラウド化等による対策を行う。

サ 用紙の在庫の確保（総務課）

被災後の物流の停止に備え、日頃から一定量の用紙の在庫が確保できるような体制を継続する。

シ トナーの在庫の確保（情報システム課）

被災後の物流の停止に備え、日頃から一定量のトナーの在庫が確保できるような体制を継続する。

ス 申請書等の必要書類の在庫の確保（各所属）

被災後の停電によるコピー機の使用不可及び物流の停止による用紙等の不足、システム使用不能による書類の出力不能に備え、非常時優先業務を停滞させな

いため、日頃から一定量の必要書類の在庫が確保できるよう体制を継続する。

(2) ソフト対策

ア 職員の応急危険度判定スキルの習得（市民安全課）

参集職員が施設の応急危険度判定を実施し、施設使用の可否が判断できるよう、応急危険度判定士講習会など職員に対する研修を継続して実施し、応急危険度判定士の資格者を増やす。

イ 災害対策本部の代替機能の運用方法の決定（市民安全課）

被災後において、災害対策本部を文化フォーラム春日井又はレディヤンかすがいに移転する事態となった場合に、迅速に移転及び運営を行うことができるよう、事前に移転手順、移転先の部屋等の運用方法を定めた代替運用マニュアルの策定及び資機材の整備を実施する。

ウ 勤務時間外の市庁舎の安全確認手順の決定（市民安全課、総務課）

勤務時間外においては、先に参集した職員から安全確認が実施できるよう手順を定める。

エ 市庁舎の施設利用計画の策定（市民安全課、総務課）

各部班やリエゾン、応援職員の執務室など災害対応時に必要となるスペースを整理し、災害対応時の施設利用計画を策定する。

オ 高所への書類及び荷物設置の禁止及び周知（各所属、各施設管理者）

被災後の事務室内において、書類の散乱による応急処置の手間を必要最小限に留め、迅速な業務着手が可能となるよう、事前に高所への書類及び荷物設置の禁止について職員に継続して周知する。

カ 各施設の非常用電源設備の再確認及び周知（各施設管理者）

各施設管理者はもとより、参集職員が被災による停電時の二次的対応を迅速に行うことができるよう、参集先の施設における非常用電源設備の使用方法等の確認を継続して実施するとともに、参集職員への周知を図る。

キ 非常用電源設備を有する施設の燃料供給体制の確保（市民安全課、各施設管理者）

既に民間事業者と燃料供給についての協定を締結している。被災後に迅速な支援を受けることができるよう、日頃から民間事業者と被災時の燃料供給方法

等について調整を行い、体制を確立する。また、各施設は可能な限り独自で燃料を確保できるよう供給方法などの明確化を図る。

ク 公用車等の燃料の確保（各公用車管理課）

平常時から公用車等のタンク内のガソリン残量が半分以下となった際は、給油するよう引き続き周知徹底する。

ケ 受水槽等残量使用に係るルールの周知（各施設管理者）

被災後に断水となった場合、受水槽又は高架水槽に残っている水を有効に使用するため、日頃から水槽が被災した場合を含めた使用に係るルールに基づいた調査を継続して実施するとともに、職員への周知を図る。

コ 下水道の被災状況の把握（各施設管理者）

下水道共用区域にある施設について、被災後にトイレの使用が可能かどうか把握するため、排水設備の被災状況を把握するための手順を定める。

サ 災害時のトイレ使用（市民安全課）

下水道機能が麻痺した場合のトイレ使用方法について、周知を行う。

シ 各施設等における通信手段の保有状況の把握及び周知（市民安全課、各施設管理者）

被災時において迅速に通信手段が選択できるよう、各施設及び各所属における固定電話、携帯電話、防災行政無線等の保有状況及び災害時優先電話登録の有無を最新版に更新し、職員に周知を行う。また、より円滑に非常時優先業務を実施できるよう通信手段の配置の見直しを行う。

ス 電力の効率的な活用（各所属、各施設管理者）

パソコンや携帯電話などの機器の残電力を有効に活用できるよう、あらかじめ非常時優先業務の実施に必要な機器を把握し、その他の機器や他業務での使用を禁止するなど効率的かつ必要最小限の電力使用に努める。

セ 各施設の被災時の空調使用及び運転再開に係る業者との確認及び周知（各施設管理者）

被災後、電力及び都市ガスが復旧した場合に、各施設の迅速な空調の運転再開ができるよう、日頃から点検業者等と確認を行い、その手順等について職員への周知を図る。

ソ 各施設の被災時のエレベータ使用及び運転再開に係る業者との確認及び周知（各施設管理者）

被災後、電力が復旧した場合に、各施設の迅速なエレベータの運転再開ができるよう、日頃から点検業者等と確認を行い、その手順等について職員への周知を図る。

タ 職員に対する飲料水・食料の自助による準備の周知徹底（市民安全課、各所属）

職員個人が最低3日分の飲料水・食料の準備を自らの責任で行い、可能な限り職場に保管する又は持参することが職務の円滑な実施に必要であることについて日頃から意識啓発を行う。

また、各個人が必要となるアレルギー対応の食料や常備薬等についても、同様に備蓄する必要があることを周知徹底する。

チ 救急セットの備蓄の推進（人事課）

負傷者や急病人等のうち、緊急性の低い軽症者に対し可能な応急手当を施せるよう、必要な救急セットの備蓄と使用期限前の更新を引き続き推進するとともに、職員用の救護所の確保に努める。

ツ 各災害時応援協定の連絡先、連絡方法等の更新（市民安全課）

本市で締結している災害時応援協定について、被災後にスムーズな応援要請ができるよう、適宜相手方の連絡先、連絡方法等を毎年度更新する。

テ 各災害時応援協定の種類別の割り当て（市民安全課）

本市で締結している災害時応援協定について、被災後にスムーズな応援要請ができるよう、災害対策本部の役割と照らし対応する部署に割り当てを行い、体制を整備する。また、新規に締結した協定についても、速やかに割り当てを行う。

ト 災害時応援協定の締結による協力体制の確保（各所属、各施設管理者）

業務継続力を確保しつつ、災害復旧・復興業務を実施するため、それぞれの所属において協定等の締結を推進するとともに、平常時から連絡体制を確認し、協定等の実効性の確保に努める。また、協定締結時には、相手方の支援内容（人数・数量・支援開始までの期間など）を具体的に把握するとともに、現在締結している協定についても可能な限り把握に努める。

ナ 委託業者及び指定管理者との連携体制の確保（各所属）

業務遂行にあたり委託業者又は指定管理者との連携が不可欠な業務については、契約時において盛り込むとともに、日頃から被災後の連携体制について調整を行い、体制を整備する。

ニ 本計画に基づく研修・訓練の実施（市民安全課）

被災後において、本計画に基づく体制がスムーズに機能するよう、職員に対する参集・図上訓練を実施するとともに、研修等を通じて本計画の点検、見直し等も行う。

ヌ 非常時優先業務の実施手順書（運営マニュアル）の作成・見直し（各所属、各施設管理者）

被災後において、業務を迅速に遂行するため、選定した非常時優先業務ごとの実施手順書（運営マニュアル）の作成・見直しを行う。

ネ 災害時職員行動マニュアルの整合及び修正（市民安全課）

上記ヌで作成した実施手順書と既存の災害時職員行動マニュアルの内容について整合を図るとともに、必要な内容を整理するなどの修正を随時行い、より分かりやすいマニュアルとなるよう努める。

ノ 個別計画の策定・推進（各所属）

本計画では、地震による被災を想定した上で業務を継続できる仕組みを検討している。情報システムや上下水道など、他分野における業務継続計画の策定を推進するとともに、その支援を積極的に実施する。

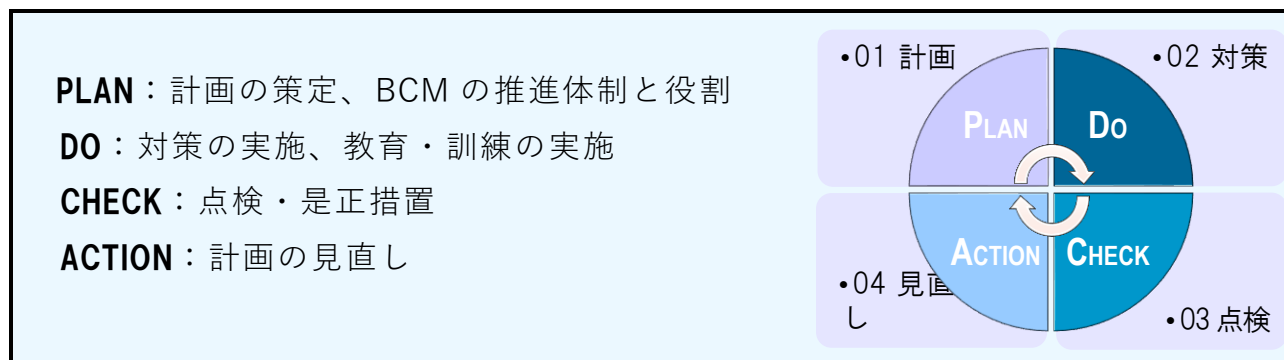
ハ 防災行動計画（タイムライン）の策定（市民安全課、各所属）

迅速に災害応急業務を実施するため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を策定し、必要に応じて見直しを図る。また、平時から訓練や研修等を実施し、効果的な運用に努める。

7-2 業務継続管理

本計画に基づいて非常時優先業務を効率的に遂行するためには、平時から各所属で適切に業務継続体制を管理することが重要であり、業務継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を推進していく必要がある。

職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるように、PDCA サイクルを通じて、継続的に訓練等を実施する。



7-3 非常時優先業務の実施手順

本計画では、非常時優先業務の業務を選定したにとどまり、被災時にその業務を迅速に実施するためには、日頃から詳細な手順を作成しておくとともに不断の見直しを行い、その手順に従い、教育・訓練を行う必要がある。

そのため、次のとおり、今後必要な対策を行う。

- （１）各所属は、本計画で選定した非常時優先業務の実施手順書の作成・見直しを行う。
- （２）市民安全課は、各所属の実施手順書と既存の災害時職員行動マニュアルについて 整合を図り整備していく。

7-4 計画の改定時期

本計画の改定は、次の事項を毎年度評価し、必要と判断した場合に行うものとする。なお、【別冊付属資料】非常時優先業務一覧は、毎年度見直しを行うものとする。

- ・ 被害想定の見直し
- ・ 各地の大規模災害の教訓
- ・ 本市の組織改正
- ・ 国又は県からの指示、推奨、依頼
- ・ 国又は県の計画との整合性
- ・ 社会構造の変化等による課題や対策項目の大幅な変化
- ・ 対策進捗状況
- ・ 訓練結果等

春日井市業務継続計画

編集・発行

令和7年3月

春日井市総務部市民安全課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-81-5111(代表)

<https://www.city.kasugai.lg.jp>